

(別紙様式4)

【職業実践専門課程認定後の公表様式】

令和2年10月7日
(前回公表年月日: 令和2年4月1日)

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																							
千葉女子専門学校	昭和51年4月1日	増田 良子	〒260-0006 千葉県千葉市中央区道場北1-21-21 (電話) 043-226-1525																							
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																							
学校法人増田学園	昭和32年1月25日	増田 和人	〒260-0006 千葉県千葉市中央区道場北1-17-6 (電話) 043-225-4151																							
分野	認定課程名	認定学科名		専門士	高度専門士																					
教育・社会福祉	幼児教育専門課程	保育科		平成6年文部省 告示第84号	—																					
学科の目的	本校は、豊かな人間教育を主体とした保育のスペシャリストの養成を目指し、乳幼児の保育や教育に相応しい保育者の養成を図るため、次のことに力を入れている。 ①幼稚園教諭二種免許及び保育士資格を取得させる。 ②学級担任を中心に、学習や学校生活の在り方など個に応じた指導を充実する。 ③2年次の就職対策の授業を中心に、きめ細かな進路指導を展開する。 ④保育者の養成校として附属聖こども園と連携した実習指導により、実践的な指導技術を習得させる。																									
認定年月日	平成29年2月28日																									
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																			
2年	昼間	62	42	30	13	0	9																			
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																					
200人	145人	0人	14人	21人	35人																					
学期制度	■前期: 4月 1日～ 9月25日 ■後期: 9月26日～ 3月31日	成績評価		■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 ・シラバスに基づき成績評価を行う。																						
長期休み	■夏 季: 7月25日～ 8月31日 ■冬 季: 12月26日～ 1月 7日 ■春 季: 3月21日～ 3月31日	卒業・進級 条件		■卒業条件: 保育士資格又は幼稚園教諭二種普通免許を取得すること。 ■進級条件: 1年次に、開設した科目のすべての単位を修得すること。																						
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 評価のレベルに達しない生徒には、追試験、追指導、再試験等により学習支援を行っている。	課外活動		■課外活動の種類 ・りんどう祭(学園祭)実行委員会 ・千葉市道路サポーター(花壇づくり) ・施設・保育園等行事のボランティア参加 ■サークル活動: 無																						
就職等の 状況※2	■主な就職先、業界等(令和元年度卒業生) 保育園(所)、幼稚園、こども園、児童養護施設、その他 ■就職指導内容 面接の心構え等礼法に関する講座、幼稚園・保育園・児童養護施設それぞれへの就職に関するアドバイスの講座、公務員試験講座を実施している。 ■卒業生数 69 人 ■就職希望者数 69 人 ■就職者数 69 人 ■就職率 100.0 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 100.0 % ■その他 ・進学者数: 0人 (令和 元 年度卒業生に関する 令和2年5月1日 時点の情報)	主な学修成果 (資格・検定等) ※3		■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和元年度卒業生に関する令和2年5月1日時点の情報) <table border="1"><thead><tr><th>資格・検定名</th><th>種</th><th>受験者数</th><th>合格者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>幼稚園教諭第二種 免許</td><td>①</td><td>69人</td><td>68人</td></tr><tr><td>保育士免許</td><td>①</td><td>69人</td><td>69人</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄			資格・検定名	種	受験者数	合格者数	幼稚園教諭第二種 免許	①	69人	68人	保育士免許	①	69人	69人								
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																							
幼稚園教諭第二種 免許	①	69人	68人																							
保育士免許	①	69人	69人																							

中途退学の現状	<p>■中途退学者 8名 ■中退率 5%</p> <p>平成31年4月1日時点において、在学者153名（平成31年4月1日入学者を含む） 令和2年3月31日時点において、在学者145名（令和2年3月31日卒業者を含む）</p> <p>■中途退学の主な理由 進路変更、家庭事情</p> <p>■中退防止・中退者支援のための取組 学級担任を中心とした相談体制を確立し、個別指導を徹底する。 ケースによっては、学年主任・教頭・保護者・本人による相談、面接等を実施する。</p>
経済的支援制度	<p>■学校独自の奨学金・授業料等減免制度： 有</p> <p>・入学金の減免制度：本校同窓生の子女、系列校からの合格者及び大学・短期大学を卒業した者、また、本校が認めた専門学校等に合格している者は入学金半額免除 ・指定校推薦及び学校長推薦からの合格者のうち、成績・人物優秀者は入学金半額免除 ・系列校からの合格者のうち、成績・人物優秀者は全額免除</p> <p>■専門実践教育訓練給付： 非給付対象</p>
第三者による学校評価	<p>■民間の評価機関等から第三者評価： 無</p>
当該学科のホームページURL	<p>http://hoiku.ac.jp/</p>

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

幼稚園保育園の管理者や幼稚園教諭養成課程を有する大学の教授等が委員として参画する教育課程編成委員会を設置し、授業科目の開設や授業方法の工夫改善を行うなど、幼稚園保育園等の要請に応じた職業教育を行うよう努める。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

教育課程編成委員会は、校長の諮問機関とする。教育課程編成委員会から提出された意見については、職員会議に報告するとともに、教育課程の変更や授業改善の取組など必要に応じて適切な対応をとることとする。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和2年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
森島 弘道	元全千葉県私立幼稚園連合会長、 千葉大学経済人倶楽部絆会長	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日(1年)	①
秋葉 恵子	元佐倉市公立保育所長、 千葉女子専門学校第2代同窓会長	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日(1年)	②
中澤小百合	元淑徳大学教授	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日(1年)	②
日高 正博	千葉愛育会院内保育園副園長、 千葉市民間保育園協議会理事	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日(1年)	③
増田 和人	学校法人増田学園理事長、 千葉市子ども・子育て会議委員	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日(1年)	①
増田 良子	学校法人増田学園千葉女子専門学校長(学園長)	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日(1年)	③
浮貝 公雄	学校法人増田学園千葉女子専門学校教頭	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日(1年)	③
初谷千鶴子	学校法人増田学園千葉女子専門学校教諭	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日(1年)	③
千葉 良夫	学校法人増田学園事務局長	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日(1年)	③

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(1月、2月)

(開催日時(実績))

第1回 令和2年1月16日 10:00～11:00

第2回 令和2年2月28日 10:00～11:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

各年度の事業計画に教育課程編成委員会等の意見等を取り入れている。

具体的には、実体験やDVD教材の利用の充実のため、令和元年度から各教室、音楽表現教室へ薄型テレビ、ブルーレイレコーダを導入し、その結果、学生が興味を持って学習に取り組むようになった。

また、幼稚園や保育園の現場では、経験も大切であるとの指摘を受け、実習に当たっては、学びの流れ、タイミング等をさらに検討していく。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係		
(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針 実習実施計画の作成にあたっては、前年度の反省や実習先園からの要望をふまえて決定する。また、事前指導・事後指導に当たっては、担当者による指導のもと、実習先園との連絡を密にして、卒業後、保育者として即戦力になるよう育成していく。		
(2) 実習・演習等における企業等との連携内容 本校では保育実習1期・2期及び施設実習を合計33日間行い、教育実習として20日間の実習を行っている。実習にあたっては、担当者が実習先の保育所(園)、施設、幼稚園との連携を取り、国の基準をクリアするようにしている。実習中は、教員が、各実習先を巡回訪問し、学生の実習の様子について意見交換を行っている。さらに実習後は、次年度の実習に向け、改善点を指摘していただくなど、より良い実習・演習等ができるように努めている。		
(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。		
科目名	科目概要	連携企業等
教育実習	幼稚園教育の目的、意義、幼稚園教諭としての役割を学び、幼児期にふさわしい保育の展開について理解する。計画立案・保育実践をもとに1年次の附属聖こども園での観察実習、2年次の参加・責任実習を実践し、幼稚園教育の理解を深める。	実習園 総数61か所 聖こども園、佐倉城南幼稚園、千葉聖心幼稚園、公津の杜幼稚園、認定こども園葵幼稚園ほか
保育実習Ⅰ	保育実習の意義と目的を明確にし、保育所(園)の保育の概要を理解する。子どもの人権を擁護する保育方法を学習し、実践参加をとおしての観察力の向上、保育計画の立案と理解を深める。施設実習の意義と目的を明確にし、施設養護における保育士としての人間性、専門性を高めることを学ぶ。	実習園 総数112か所 聖こども園、森の幼稚舎、認定こども園キッズビレッジ、旭ヶ丘母子ホーム、杉の子ルーム、エンジェルホーム、千葉みらい響の杜学園ほか
保育実習Ⅱ	指導案立案と実践をとおして、保育の実践力を高め、保育士に求められる資質、能力、技術を向上させる。子どもの保育と保護者支援の双方を関連付けて学び、保育士の業務や求められる保育士の職業倫理を理解する。	実習園 総数70か所 聖こども園、森の幼稚舎、アスクかなでのもり保育園、認定こども園キッズビレッジ、そらまめ保育園かなでの杜ほか
3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係		
(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 教員が自己の専門分野の研究と修養に励むことは、基本中の基本である。さらに、保育者養成校としての使命を果たすため、関係団体や行政から講師を招いて教員としての資質の向上を図ることは必要である。		
(2) 研修等の実績		
① 専攻分野における実務に関する研修等		
研修名「“育ち”をつむぐー子ども・保護者・援助者とともにー」(連携企業等:全国児童相談研究セミナー) 期間:令和元年11月2日(土)・11月3日(日) 対象:教員 内容:“育ち”をつむぐをテーマに、児童相談所職員・行政・医療・司法・教育分野の現状を理解し、企業等と連携を深め、その結果を本校授業の一助とする。		
② 指導力の修得・向上のための研修等		
研修名「先生のためのことばセミナー」(連携企業等:NHK放送研修センター) 期間:令和2年8月8日(土) 対象:教員 内容:新学習指導要領では、児童・生徒の「言語能力の確実な育成」を全教科に求められているため、「話す力」「聞く力」「読む力」「伝え合う力」など、教員自身の「ことば力アップ」をアナウンサーが指導する。		

(3) 研修等の計画
 ① 専攻分野における実務に関する研修等
 研修名「保育士が行うエアワークとソーシャルワークのグラディエーション」(連携企業等: 日本保育ソーシャルワーク学会)
 期間: 令和3年9月予定 対象: 教員
 内容: 保育現場、施設現場で働く保育士のケアワークとソーシャルワークに重なる部分を実践、文献から報告し、授業に活かしていく。

② 指導力の修得・向上のための研修等
 研修名「保育の人材育成の一環としての保育実習のあり方」(連携企業等: 日本保育学会)
 期間: 令和3年5月予定 対象: 教員
 内容: 学校関係者が多数参加する日本保育学会が開催する研修に参加する。インタビュー結果を質的統合法により分析した内容を報告し、本校の授業に活かしていく。

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針
 自己評価の評価結果について、学校外の関係者による評価を行い、自己評価結果の客観性・透明性を高める。また、本校と密接に関係する者の理解促進や連携協力により学校運営の改善を図る。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	(1) 教育理念・目標
(2) 学校運営	(2) 学校運営
(3) 教育活動	(3) 教育活動
(4) 学修成果	(4) 学修成果
(5) 学生支援	(5) 学生支援
(6) 教育環境	(6) 教育環境
(7) 学生の受入れ募集	(7) 学生の受入れ募集
(8) 財務	(8) 財務
(9) 法令等の遵守	(9) 法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	(10) 社会貢献・地域貢献
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況
 学校関係者評価委員会が取りまとめた意見等を活用して、次年度の重点目標の設定や具体的取組の改善を図った。具体的には、挨拶の励行や社会マナーを学び実践する、離職者を減らす就職指導に重点を置く、学生募集活動の工夫、教室環境や図書整備などである。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和2年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
秋葉 恵子	元佐倉市公立保育所長、千葉女子専門学校第2代同窓会長	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	同窓会
牧野 静江	道場北みどり自治会長	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	地域代表
日高 正博	千葉愛育会院内保育園副園長、千葉市民間保育園協議会理事	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	保育業界関係者
日暮 さつき	学校法人増田学園千葉女子専門学校附属聖こども園園長	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	保育業界関係者
中野 武彦	学校法人増田学園千葉聖心高等学校教諭	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	教諭 進路指導部長
増田 和人	学校法人増田学園理事長	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	理事長
増田 良子	学校法人増田学園千葉女子専門学校長	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	学園長
浮貝 公雄	学校法人増田学園千葉女子専門学校教頭	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	教頭
千葉 良夫	学校法人増田学園事務局長	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	事務局長

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <http://hoiku.ac.jp/>

公表時期: 令和2年2月25日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

保育実習・施設実習・教育実習では、実習先の園や施設に、学校の概要等について積極的に説明するようにする。また、学校における就職指導についても情報の提供をする。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	(1) 学校の概要、目標及び計画
(2) 各学科等の教育	(2) 各学科等の教育
(3) 教職員	(3) 教職員
(4) キャリア教育・実践的職業教育	(4) キャリア教育・実践的職業教育
(5) 様々な教育活動・教育環境	(5) 様々な教育活動・教育環境
(6) 学生の生活支援	(6) 学生の生活支援
(7) 学生納付金・修学支援	(7) 学生納付金・修学支援
(8) 学校の財務	(8) 学校の財務
(9) 学校評価	(9) 学校評価
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <http://hoiku.ac.jp/>

授業科目等の概要

(幼児教育専門課程保育科) 令和2年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○		音楽Ⅰ	一斉授業として、子どもの前で範唱するために、発声の基礎と童謡の歌唱法を修得する(30分)。 また、コード伴奏法を学ぶグループレッスン(60分)と経験及び個人差の異なる学生に対応した複数教員で担当するピアノの個人レッスンを並行して行う。	1通	30	2			○	○		○		
2	○		音楽Ⅱ	音楽Ⅰ同様、一斉授業として、子どもの前で範唱するために、発声の基礎と童謡の歌唱法を修得する(30分)。 また、コード伴奏法を学ぶグループレッスン(60分)と経験及び個人差の異なる学生に対応した複数教員で担当するピアノの個人レッスンを並行して行う。	2通	30	2			○	○		○		
3	○		図画工作	・幼稚園・保育園で保育者が指導する造形活動の技能(道具・材料の扱い、準備・片付けの仕方、制作工程、指導の留意点、声かけの仕方など)を自らが実践して学ぶ。 ・子どもへの造形指導方法だけでなく、保育者として園の運営に関わる造形技能をグループ制作を通して学ぶ。	1通	30	2			○	○		○		
4	○		幼児体育	前期は運動遊びができる身体作りを行う。伝承遊び・盆踊りを学習し、子ども達と「七夕まつり」を実践する。 後期は運動遊びの実践的学習を行い、遊びの特性、楽しさ、指導のポイントを学ぶ。最後は身体表現遊びを行い、創作ダンス発表会を行う。	1通	30	2			○	○		○		
5	○		国語表現法	作文演習を中心とする。また、表現力を支える語彙力の強化のため小テストを継続して実施する。 思考力の伸長を期して読解演習と実践的な表現を学ぶ。	1前	15	2	○			○			○	
6	○		保育原理	・児童の最善の利益を考慮した保育、保育の社会的意義、保護者との協働などについて学び、保育の意義を理解する。 ・養護と教育の一体性、環境を通して行う保育、発達過程に応じた保育とは何かを学び、幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示す保育の基本となる考えについて理解する。 ・生活と遊びを通して行う保育や、計画・実践・記録・評価・改善の過程の循環について学び、保育の内容と方法の基本について理解する。 ・保育の歴史の変遷および現状と課題について考察する。 ・グループによる話し合いでは積極的に参加するとともに、他者の考えや意見に耳を傾け、自分の考えや理解を深めるようにする。	1前	15	2	○			○			○	
7	○		教育と社会	・教育の基本的概念や理念について学び、それらを比較しながら、自らの考えを深める。 ・教育に関する様々な思想や歴史について学び、それぞれの特徴を理解する。 ・学校教育に関する社会的状況について理解し、そこから生じる課題とそのための対応としての教育政策の動向を理解する。 ・学校と地域の連携と学校安全への対応に関する事柄を学び、それらに関する課題について自らの考えを深める。 ・アクティブラーニング型の手法により、自らの意見と他者の意見とを比較しながら、教育への理解を深める。	1前	15	2	○			○			○	

8	○		子ども家庭福祉	子ども家庭福祉について、まず子どもの権利擁護の観点からその現状や実践のありようについて理解する。 さらに、子ども家庭福祉の推進方法、保育、教育、療育、医療、保健等多機関連携の必要性とネットワーク、次世代育成支援について学ぶ。 まとめとして、子ども家庭福祉の動向と展望を学習する。	1前	15	2	○			○	○		
9	○		社会福祉	社会福祉制度や相談援助を学ぶとともに、保育士として子どもや保護者に関わる視点や、態度を明らかにしていく。	1前	15	2	○			○		○	
10	○		社会的養護Ⅰ	本授業では、まず社会的養護とは何か、その意義について理解を深める。 次に、子どもの権利擁護としての社会的養護と家庭への支援のあり方を学ぶために、現代社会の実態を把握する。 そして、理念や制度、仕組みを学ぶことにより、子どもの実態に結びつけた自立支援に繋がられるような力を養う。	1後	15	2	○			○	○		
11	○		社会的養護Ⅱ	施設養護における保育士の社会的養護の支援方法（実践）など、基本的な内容について事例をもとに、子どもの権利擁護の視点から理解し演習によって深める。 さらに、グループ討議や合意形成、発表を通してチームワークやコミュニケーション力を養い、施設保育としての専門性・人間性を高める。	2前	15	1		○		○		○	
12	○		保護者論	幼稚園や保育所、認定こども園における保育者の役割と倫理、職業の特徴や制度的位置づけについて学ぶ。 養護と教育、保育者の資質・能力や知識・技術及び判断について、保育事例を通して考えながら、保育者の専門性について考察する。 社会的ニーズに目を向けながら、家庭や地域、専門機関との連携・協働及び学び続けることの必要性について学ぶ。 グループによる話し合いでは積極的に参加するとともに、他者の考えや意見に耳を傾け、自分の考えや理解を深めるようにする。	1後	15	2	○			○		○	
13	○		教師論	「生きる力」を育む上で大切なことは、幼児と保育者との間の肯定的な信頼関係が形成されていることが重要である。「保育者としてどうあるべきか」「幼児とどのように関わるのか」日々研究と実践を積み重ねていくことが保育者の基本となる。本授業では世界の教育、これからの教育、子ども達を取り巻く社会環境の変容に触れながら教育・保育の課題や現状に言及していく。 そのような過程を経て、保育者の実践記録及びケーススタディに触れ、各自が目指す保育者像を描く一助としたい。	1後	15	2	○			○		○	
14	○		保育の心理学	身体・認知・言語・情動の側面から育ちの連続性を見通した子どもの発達理解、環境との相互作用から生じる学びの過程と特性及びその保育実践について講義する。	1前	15	2	○			○		○	
15	○		子ども理解と援助	子どもを理解する視点や方法を実際の事例等を通して考えながら、実態に応じた発達援助ができるよう、ディスカッションやロールプレイ等を通して理解を深めていく。	1後	15	1		○		○		○	
16	○		教育心理学	・幼児、児童及び生徒の心身の発達に対する外的及び内的要因の相互作用、発達に関する代表的理論について講義し、発達の概念及び教育における発達理解の意義について理解する。 ・乳幼児期から青年期の各時期における運動発達・言語発達・認知発達・社会性の発達について講義し、その具体的な内容に関する基本知識を身につける。 ・様々な学習の形態や概念及びその過程を説明する代表的理論の基礎を理解する。 ・主体的学習を支える動機づけ・集団づくり・学習評価の在り方について、発達の特徴と関連付けて理解する。□ ・幼児、児童及び生徒の心身の発達を踏まえ、主体的な学習活動を支える指導の基礎となる考え方を理解する。	1後	15	2	○			○		○	
17	○		子どもの保健	保育における保健活動の重要性を理解し、子どもに対する包括的な理解や健康、健康問題、養護に関する幅広い理解を獲得することを旨とする。講義形式の学習では、学生自身が主体的に考えて学ぶ姿勢を重視し、個々の感受性や価値観、能力、目標に合わせて発展させていく能力を支援する。	1前	15	2	○			○		○	

44	○			特別支援教育・保育総論	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害とは何か」、自分なりの視点を持つ。 ・各障害の特性を理解し、発達への援助の視点や知識を理解する。 ・保護者や家族の心理を理解し、援助の視点や方法について学ぶ。 ・保育の目的や保育者の役割を理解し、障害児保育の理念や意義、方法などについて学ぶ。 ・講義形式を中心とするがワークシートや振り返りシート、新聞記事などを活用していく。 	2通	30	2	○	○	○								
45	○			子育て支援	<p>この授業では、保育相談支援を行う保育士として必要となる、保護者にかかわる基本的な姿勢、態度、及び、子育て支援の体制について学び、理解する。そのため、保育士が行う子育て支援の様々な事例を用いた話し合いやグループワークを実施し、レポートや発表の機会を設ける。</p>	2後	15	1	○	○	○								
46	○			教育相談	<p>教育相談についての代表的な考え方や理論など講義を通して学ぶ、子どもの発達・保護者支援についての知識を、講義を通して学ぶ、ロールプレイングを行い、自己理解を深める、教育相談とカウンセリングについての違いを学び、幼稚園教諭・保育士としての在り方を理解する。</p>	2後	15	2	○	○	○								
47	○			保育実践演習	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の保育の中で生じる問題や課題を解決していくために、事例をグループで話し合いながら分析・考察・検討を行い、問題解決のための判断方法や対応について学習する。 ・保育者の使命感・責任感・倫理観等、社会性・対人能力、子ども理解・クラス運営、保育内容と援助について学ぶ。 	2通	30	2	○	○	○								
48	○			教職実践演習	<ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義と役割・教員に必要な資質能力について理解しているか確認する。(講義・グループ討議) ・フィールドワークや事例研究を通じて、子ども理解の重要性や教員が担う責任の重さを理解しているか確認する。(講義・事例研究) ・事例研究やフィールドワーク等を通じて学級担任の役割や実務、他教員との協力の在り方などを習得しているか確認する。(フィールドワーク・グループ討議) ・幼児期の人間関係の把握と指導として、子どもの発達や心身の状況に応じて抱える課題について受容し、適切に指導を行うことを理解しているか確認する。(グループ討議・ロールプレイング) ・事例研究やフィールドワーク等を通じて、個々の子どもの特性や状況に応じた保育者の役割と学級経営・保育現場における保護者対応を理解しているか確認する。(講義・フィールドワーク) ・模擬授業実施・授業研究を通して教員としての表現力や子どもの反応を活かした指導法等を身に付けているか確認する。(グループ討議・ロールプレイング) ・幼児の歌指導の実践と伴奏指導について身に付けているか確認する。(講義・ロールプレイング) ・子ども達が楽しんで絵を描くための環境づくりや立体製作の支援について理解しているか確認する。(講義・グループ討議・ロールプレイング) 	2通	30	2	○	○	○								
49	○			日本国憲法	<ul style="list-style-type: none"> ・一見とっつきにくい「憲法」を実務家の立場からできる限りわかりやすく説明します。 ・裁判例については、印象に残るような形で理解してもらえよう工夫した説明を行う予定です。 ・また、憲法を通じて、将来、保育者として「法律を守ることの重要性・意味」も伝えられたらと思います。 ・教員が弁護士であるため、みなさんにとって身近な法律についても取り上げるようにします。 	2前	15	2	○	○	○								

50	○	社会学	<ul style="list-style-type: none"> 社会学とはどのようなもので、どのように研究を進めていくものか、ということを理解します。 社会学の成立とその後の展開を、それぞれの時代背景を踏まえて概観します。 身近な事象を通して、世の中が生命体のように絶えず変化していることを把握します。 先人たちの業績や生き方から、自分らしさや社会との係わり方等について、考察を深めます。 	2 前	10	1	○			○			○
51	○	数学基礎	<ul style="list-style-type: none"> 授業を通して、「予習→授業→復習」の学び方の習慣化をめざします。 「数と式」「方程式」「関数」「図形」「確率」の学び直しをすることで、基礎的基本的な知識や技能の確実な定着をめざします。 問題解決を通して、数学が「わかること」「できること」の楽しさを実感できるように努めます。 	2 前		1	○			○			○
52	○	英語一般	<p>保育園、幼稚園に関する様々な英単語、表現を、カードゲームを利用して習得していく。英語の歌、おとぎ話の中で用いられる英語表現を学ぶ。CD、DVDなどの視聴覚教材等を用いて英語のリスニング力を磨く。</p> <p>また、幼児に英語を親しませる方法を学生に考え出してもらう。</p>	2 通	30	2	○			○			○
53	○	体育講義	<p>前半は、1年次に学んできた運動遊びを教え合う模擬授業を行う。各自1回はリーダー役、他は子ども役となり、運動遊びの進め方について実践的に学習する。</p> <p>後半は、健康、運動の重要性、特に子どもの発達を支える運動遊びの大切さと指導のポイントについて理解を深める。さらに、幼児の一次救命処置について日赤講師による幼児安全法講習を実施し習得する。また、自らのこれからの健康について考える機会とする。</p>	2 後	15	2	○			○			○
54	○	体育実技	ソフトバレーボール、ポートボール、フットサルをチーム対抗戦（トーナメント戦、リーグ戦）で、審判、計時、記録、得点と役割分担し、実践する。夏季課題は運動遊びの指導案を2つ作成する。	2 前	15	1			○	○			○
55	○	保育実習Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> 保育所実習は2年次に11日間90時間以上実施する。 実習中に、教員の巡回指導を受ける。 	2 時期	11	2			○		○	○	○
56	○	保育実習指導Ⅱ	<p>「保育実習Ⅰ」を踏まえ、「保育実習Ⅱ」の事前事後指導を行う。事前指導では、まず実習の意義や目的、保育所の役割や機能について確認する。乳幼児の発達過程の理解を深める。</p> <p>これらのことを踏まえて指導計画の作成を試みる。事後指導では、個々の実習ノート、指導計画を基に保育を振り返る。</p>	2 通	15	1			○		○		○
合計		56科目		単位時間(94単位)									

卒業要件及び履修方法	授業時間等	
<p>卒業要件 学則 第21条 所定の年限を在学した保育科の学生で、第7条の第1号または2号に定める単位を修得した者については、卒業とし卒業証書を授与する。 2. 前項保育科において第7条第2号に定める修業科目及び単位数を修得した者については、保育士資格証明書(様式第1号)を交付する。 3. 前第1項の規定により、修了した者には、専門士(教育・社会福祉専門課程)の称号を授与する。</p> <p>履修方法 別表Ⅱ (i) 平成31年度以降入学生 幼稚園教員免許状のみの取得者は、2ヶ年以上在籍し、「別表Ⅰ(1)平成31年度以降入学生」の左欄に掲げる系列及び科目のうちから同表右欄履修単位数のうちA欄に掲げる単位数を下記(ア)～(ク)の基準を満たした上で1700時間以上かけて履修し、修得しなければならない。</p> <p>(ア) 領域及び保育内容の指導法に関する科目(改正施行規則附則第7項) 8単位 (イ) 領域及び保育内容の指導法に関する科目 6単位 (ウ) 教育の基礎的理解に関する科目 10単位 (エ) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 6単位 (オ) 教育実践に関する科目 7単位 (カ) 大学が独自に設定する科目 0単位 (最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得) (キ) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 9単位 (ク) 選択科目 16単位</p>	1学年の学期区分	2期
<p>2 保育士資格のみの取得者は、2ヶ年以上在籍し、「別表Ⅰ(1)平成31年度以降入学生」の左欄に掲げる系列及び科目のうちから同表右欄履修単位数のうちB欄に掲げる単位数を下記の基準を満たした上で1700時間以上かけて履修し、修得しなければならない。</p> <p>必修科目 51単位 教養科目 10単位 (・社会学、数学基礎のいずれかを必修とする。)</p> <p>選択必修科目 9単位 (選択必修科目のうち保育実習Ⅱ(及び保育実習指導Ⅱ)、保育実習Ⅲ(及び保育実習指導Ⅲ)のいずれかを必修とする。)</p> <p>3 幼稚園教員免許状及び保育士資格の両方をあわせて取得しようとする者は、2ヶ年以上在籍し、「別表Ⅰ(1)平成31年度以降入学生」の左欄に掲げる系列及び科目のうちから同表右欄履修単位数A・B欄に掲げる単位数を1700時間以上かけて履修し、修得しなければならない。また、上記1項及び2項に示す単位数を取得しなければならない。</p>	1学期の授業期間	15週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。